

制限付一般競争入札（総合評価一般競争入札方式（高度技術提案型））について

制限付一般競争入札（総合評価一般競争入札方式（高度技術提案型））を次のとおり実施する。

令和4年8月19日

成田市長 小 泉 一 成

1. 入札に付する事項

(1) 事業名

成田浄化センター整備・運営事業

(2) 事業場所

成田市吉倉127番地1（成田浄化センター敷地内）

(3) 事業期限

設計・建設期間 : 令和5年4月から令和7年9月（予定）

運転・維持管理期間 : 施設供用開始後15年間

（令和7年10月から令和22年9月）

(4) 事業概要

施設規模

計画処理量 し 尿 7kL/日

浄化槽汚泥 76kL/日（農業集落排水汚泥0.8kL/日を含む）

合 計 83kL/日

処理方式

水 処 理 方 式 : 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式

資 源 化 方 式 : 汚泥助燃剤化方式

再生資源の利用先 : 本市ごみ焼却施設他

本事業の事業方式は、DBO方式により実施する。なお、選定された事業者が本件施設の運転・維持管理を目的として設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）により一体的に運転・維持管理するものとする。

また、事業期間終了に伴い、本市又は市の指定する者への業務の引継ぎなどが必要となる場合は、原則として本事業期間内に引継ぐこととし、事業者は、自らの責任により本事業が円滑に引き継がれるよう適切な対応を行わなければならない。

- (5) 発注部署
環境部 環境計画課
- (6) 予定価格
事後公表
- (7) 最低制限価格
事後公表

2. 入札条件等の構成

本入札は、本公告のほか、次の各号に示す図書をもって入札に関する条件等を満たすものとする。なお、次の各号に示す図書を総称して、以下「募集要項」という。

- (1) 成田浄化センター整備・運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）
- (2) 成田浄化センター整備・運営事業要求水準書【設計・建設業務編】（以下「要求水準書【設計・建設業務編】」という。）
- (3) 成田浄化センター整備・運営事業要求水準書【運転・維持管理業務編】（以下「要求水準書【運転・維持管理業務編】」という。）
- (4) 成田浄化センター整備・運営事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）
- (5) 成田浄化センター整備・運営事業様式集（以下「様式集」という。）
- (6) 成田浄化センター整備・運営事業基本協定書（案）（「以下「基本協定書（案）」という。」）
- (7) 成田浄化センター整備・運営事業基本契約書（案）（「以下「基本契約書（案）」という。」）
- (8) 成田浄化センター建設工事請負契約書（案）（「以下「建設工事請負契約書（案）」という。」）
- (9) 成田浄化センター運転・維持管理業務委託契約書（案）（「以下「運転・維持管理業務委託契約書（案）」という。」）

3. 入札参加に必要な資格に要する事項

「入札説明書」に示すとおり。

4. 入札手続き等

「入札説明書」に示すとおり。

5. 落札者の決定

「落札者決定基準」に示すとおり。

6. 入札に関する注意事項

- (1) 入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を「入札書」に記載する。
- (2) 次の一に該当する入札は、無効とする。
 - ア 必要事項を欠く入札
 - イ 明らかに談合であると認められる入札書
 - ウ 事後公表する予定価格を超える金額の入札書
 - エ 入札保証金の納付が必要な者が行った、期限までに入札保証金の納付等に係る書類が提出されなかった入札
 - オ 入札保証金の納付が必要な者が行った、入札保証の額が入札金額（消費税を含む）の100分の5に満たなかった入札書
 - カ 総合評価落札方式において、技術資料の提出がなかった者又は白紙で提出した者及び提出された技術資料が評価に値しないと認められた者のした入札書
 - キ 金額の記入がないあるいは金額を訂正した入札書
 - ク 記名押印を欠く入札書
 - ケ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札書
- (3) 入札の回数は、1回とする。
- (4) 最も高い総合評価値の入札者が2者以上のときは、該当者によるくじ引きにより落札予定者を決定する。

7. 入札保証金について

入札保証金は免除する。ただし、本市が令和2年度以降に実施した入札において、落札者となりながら公告に定める時期までに本市と契約を締結しなかったことがある者は、入札保証金を納付しなければならない。

(1) 入札保証金の額

入札に参加する者の業務委託費の見積りに係る入札金額（消費税を含む。入札書に入力する金額ではないため、注意すること。）の100分の5以上とする。

なお、成田市財務規則（昭和44年規則第13号。以下同じ。）第92条第1項各号に該当するときは、入札保証金の納付に代えることができるものとする。

また、入札に参加する者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出することで入札保証金を免除するものとする。この場合の保険期間は開札日から3週間以内までとする。

(2) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期限

入札日の前日、午後3時まで

(3) 場所及び方法

成田市環境部環境計画課に持参により提出すること。

① 現金の場合

成田市環境部環境計画課で発行する納付書を使用して最寄りの金融機関から納付し、領収書を持参すること。

② 成田市財務規則第92条1項各号に該当するその他の有価証券等の場合担保価値は、以下に定めるとおりとし、担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。アからオまでに規定する有価証券は成田市会計管理者に対し納めるものとし、交付を受けた入札保証金納付済書を持参すること。カに規定する金融機関がする保証については金融機関が発行する保証書持参すること。

ア 国債又は地方債

時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低いほうの額

イ 金融機関に対する定期預金債権

額面金額

ウ 特別の法律による法人の発行する債券

時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低いほうの額

エ 市長が確実であると認めた社債

時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低いほうの額

オ 金融機関が振り出し、又は支払保証をする小切手

小切手金額

カ 金融機関が保証する

保証する金額

③ 入札保証保険の場合

保険会社が発行する入札保証保険証券を持参すること。

(4) 入札保証金の還付

入札保証金は、開札が完了したとき又は入札を中止にしたとき還付する。ただし、落札者については、契約を締結した後に直ちに還付する。

8. 入札の無効

次のいずれかに該当するものは無効とする。

- (1) 入札書及び関連図書の提出期限を超えて提出書類の提出をもってした入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者がした入札又は代理権のないものがした入札
- (3) 入札書の記載事項中入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札又は記名押印を欠く入札
- (4) 入札金額を欠いた入札又は入札金額を訂正した入札
- (5) 入札者が本入札に関し2以上の入札（本人及び代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (6) 本入札に関し他の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (8) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (9) 期限までに入札保証金の納付等に係る書類が提出されなかった入札
- (10) 入札保証金の額が建設工事費に係る入札金額（消費税を含む。）の100分の5に満たなかった入札
- (11) その他市長が定める入札条件に違反した入札

9. 入札辞退

入札書提出後開札時間前までに辞退する場合は、電話等で入札を辞退する旨を連絡の上、書面にて入札辞退届を提出すること。

10. ヒアリング、入札、開札

後日指示する。

11. 契約締結時期

落札者は、令和5年1月下旬までに、本市と基本契約及び工事請負仮契約を締結しなければならない。

工事請負仮契約については、成田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）の規定に基づき、当該契約が成田市議会において可決された場合に本契約として成立する旨の条項を付し、成田市議会の議決後に本契約として有効となるものである。

成田市議会の可決が得られないときは、本業務の契約は無効とする。

12. その他

- (1) 技術資料は、入札参加者の資格の審査及び評価項目の審査以外の目的に利用しない。
ただし、技術資料を提出した者が該当目的以外の利用について承諾したときは、この限りではない。
- (2) 入札参加者から提出された技術資料は、公表しないものとする。
- (3) 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された技術資料は返却しない。
- (4) 入札した者は、入札後設計図書等についての不明を理由として異議申し立てることはできない。
- (5) 入札執行は、本市の都合又は入札を公平に執行することができないとまとめるときは、延期又は取りやめることがある。この場合において、異議を申し立てることはできない。
- (6) 工事の施工にあたっては、建設業法、労働安全衛生法、その他の関連法令を遵守すること。
- (7) その他、成田市入札約款、成田市総合評価一般競争入札実施要綱、募集要項のとおりとする。

13. 入札に関する事務を担当する部署

成田市 環境部 環境計画課

〒286-8585 成田市花崎町760番地